

# 体 育 施 設 の 利 用 に つ い て

公共用地・墨スポーツ広場・学校体育施設（以下体育施設という）は、町行事・学校行事に支障のない限り社会体育の振興・スポーツの場として町民に開放し、町民の体力づくり及びコミュニティ活動を図ることを目的とし開放しています。

## ◆体育施設を利用できる方

体育施設を利用できる者は、**町内に在住している者**及び**町内に勤務している者**で構成された**10名以上の団体（在住者・在勤者が半分以上）**とし、あらかじめ教育委員会に団体登録をしなければなりません。

## ◆団体登録について

- ・利用希望団体は、あらかじめ体育施設利用団体登録書を教育委員会に届け出なければなりません。
- ・利用団体の中から管理責任者を決定して下さい。管理責任者は成人者とします。
- ・管理責任者は、利用遵守事項（裏面）を厳守するよう利用者に指導し、利用中の体育施設（鍵を含む）の管理にあたることとします。
- ・**利用団体が利用遵守事項（裏面）に違反したときは、利用の中止及び停止を命じる場合があります。行政・学校教育上支障を生じ、又は生じるおそれがある場合は利用を取り消すことがあります。**
- ・**利用者が体育施設の利用にあたって損害を与えたときは、これを賠償しなければなりません。ただちに教育委員会まで報告してください。**

## ◆定期利用団体とその他の団体との違い

	定期利用団体	その他の団体
施 設 利 用	利用施設・時間は教育委員会が決定。 <b>※原則週1回・月3回以上通年利用。</b> ※空き状況により週2回。但し2回目は先着順。 ※希望に添えない場合あり	空き状況により週2回まで利用可能。先着順。
予 約 ・ 申 請	予約不要。 <b>使用前月の10日～24日</b> の役場開庁日に生涯学習課窓口で申請。 ※電話での申請は不可。 <b>※申請のない場合は、その他の団体が利用の場合あり。</b>	使用前月の25日以降、 <b>利用日3日前までに予約し、</b> 生涯学習課窓口で申請。 <b>※電話予約可。</b> ※電話での申請は不可。
鍵の貸し出し	鍵を通年で団体に貸出。 ※鍵は各利用団体の責任において管理し、 <b>月に1度（翌月分利用申請時）に教育委員会に持参し提示する。</b>	利用日に貸出。返却は利用日の翌日まで。 ※利用日が役場閉庁日の場合はその前日。 ※返却は利用日の翌日が役場閉庁日の場合はその翌日。

なお、その他詳細につきましては、生涯学習課スポーツ振興班まで問い合わせください。

問い合わせ先：生涯学習課スポーツ振興班 043（496）5334

# 体育施設利用遵守事項

- ① 体育施設利用団体は、教育委員会に利用しようとする日の前月の25日から利用しようとする日の3日前までの役場開庁日に、予約及び施設使用申請書を提出し、許可書を受け取ることをとする。

定期利用団体においては、教育委員会に利用しようとする日の前月の10日から24日までの役場開庁日に、施設使用申請書を提出し、許可書を受け取ることをとする。

**ただし、予約後、町及び学校行事で使用できない旨の連絡があった場合は、町及び学校行事を優先させることとする。(連絡はE-mailを基本とする)**

- ② 鍵の受け取りは、利用日（利用日が役場閉庁日の場合はその前日）に生涯学習課へ許可書を提示して受け取る。また、返却は利用日の翌日（翌日が役場閉庁日の場合はその翌日）までに生涯学習課へ返却する。

**定期利用団体においては利用体育施設の鍵を通年で各団体に貸し出し、月に1度、翌月分利用申請時に教育委員会に持参し提示する。また教育委員会から鍵の提示を求められた時には、提示できるよう保管場所を明らかにしておくこと。**

- ③ 鍵の貸し出し時間は8時30分から17時15分までとする。

- ④ 鍵の複製は厳禁とする。

- ⑤ 決められた駐車場以外には駐車しないこと。

- ⑥ 運動場内には車両（自転車も含む）を乗り入れないこと。

- ⑦ **許可された施設・場所以外への立ち入りは禁止する。**

- ⑧ **許可された以外の用具は使用しないこと。**

- ⑨ 火気の使用は禁止とする。

- ⑩ **学校敷地内は禁煙とする。**

- ⑪ **ゴミ類はその都度必ず持ち帰る。**

- ⑫ **利用団体は、活動中常に施設使用許可書を携帯すること。**

- ⑬ 利用者は、スポーツの場としてふさわしくない行為をしてはならない。

- ⑭ **利用後は、一切を現状に復し、清掃・戸締りのうえ時間内に退出すること。(体育館はモップをかけ、グラウンドは整備をする)**

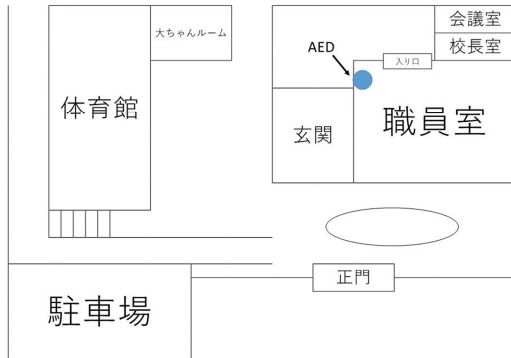
- ⑮ 利用団体は、施設や備品を破損または亡失したときは速やかに教育委員会に報告し、その弁償の責めを負うものとする。

- ⑯ 登録内容に変更が生じた場合、生涯学習課へ報告すること。また、利用者に変更があった場合、登録名簿の更新を行うこと

## 各小中学校 AED 設置場所(自動体外式除細動器) 設置場所一覧

学校名	設置場所
大室台小学校体育館	職員室入って右側
酒々井小学校体育館	職員室(保健室側)の黒板脇の棚の上
酒々井中学校体育館	職員室前

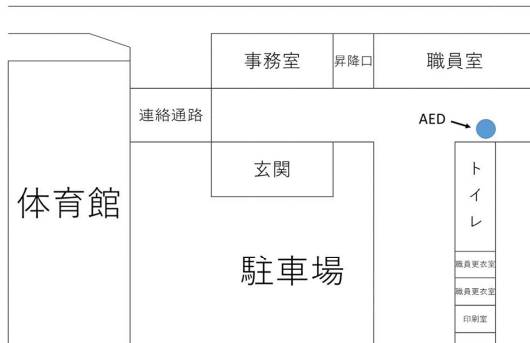
大室台小学校



酒々井小学校



酒々井中学校



AED 本体



### 《AED の使用について》

- ・活動中に緊急事態が発生した場合には AED を使用すること。
- ・AED は基本的に職員室、又は職員室の近くに設置。校舎が閉まっている場合、やむを得ずガラスを割って進入しなければならない場合は人命を優先すること。
- ・やむを得ずガラスを割って学校内進入した場合、直ちに全日警へ連絡すること。  
また、翌日直ちに生涯学習課へと連絡すること。(開庁8:30)  
全日警:043-238-4061  
役 場:043-496-5334
- ・やむを得ずガラスを割って進入した場合、その修繕費等の負担は、基本的に町が負担する。しかし、場合(救急車等の要請も無く、イタズラと思われる場合)によっては、利用者の負担とする。
- ・利用団体は、AED の場所を各団体へ周知し、緊急事態に備え、講習等に参加し正しく使用できるように努めること。